

施設利用料（ショートステイを含む）のうち、居住費および食費の負担を軽減できる制度があります。以下をお読みいただき、対象となる場合は申請してください。

対象者

次のチェックのすべてに該当する方が対象となります。

- ✓ 本人および同一世帯の方すべてが住民税非課税である
- ✓ 同居・別居に関わらず、本人の配偶者（夫・妻）が住民税非課税である
- ✓ 預貯金額等の合計額が下記の金額以下である

段階	所得に関する区分等	預貯金等の合計額	
第1段階	生活保護受給者	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	-
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	年金収入等（※）の合計額が80万円以下	単身：650万円 夫婦：1,650万円	
第3段階①	年金収入等の合計額が80万円超～120万円	単身：550万円 夫婦：1,550万円	
第3段階②	年金収入等の合計額が120万円超	単身：500万円 夫婦：1,500万円	
第2号被保険者	40歳～64歳（生活保護受給者を除く）	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金含む）+その他の合計所得金額

申請時の持ちもの

- 申請書（記入例を参考に必要事項を記入してください）
- 通帳・定期証書など（**本人および配偶者名義のものすべて**）
 - ※申請前に記帳して最新の状態にしてください
 - ※直近3ヶ月分、定期預金のページ、口座名義のページを確認します
 - 通帳を繰越して記帳ページが3ヶ月分に満たない場合は、繰越前の通帳もお持ちください
- 配偶者（夫・妻）の住所が町外の場合は、配偶者の非課税証明書
- 申請（来庁）する方の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

ご本人名義と
配偶者名義の
通帳すべて
を確認させて
いただきます。



毎年更新が必要です

認定有効期間は7月31日まで

この制度は、認定された後も毎年申請が必要です。認定されている方には更新のお知らせを7月上旬に発送します。

受付場所と時間

庄内町役場本庁舎A棟1階 保健福祉課 介護保険係

（〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1）

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

申請可否（課税状況）を確認したい場合や、立川総合支所での申請手続きをご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

利用者の食費と居住費の負担限度額

食費および居住費の平均的な額がそれぞれ「基準費用額」として国によって決められていますが、実際に負担する額は利用者と利用施設との契約により定められます。

負担限度額（日額）

限度額基準日：令和6年8月

利用者 負担段階	食費		居住費					
	施設 入所者	短期入所 利用者	ユニット型		従来型個室		多床室	
			個室	個室的 多床室	特養等	老健、 医療院 等	特養等	老健、 医療院 等
第4段階 基準費用額 (軽減なしの場合)	1,445円		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円

こちらは標準的な金額の例です。実際は各施設との契約額になります。

負担軽減後

第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第3段階①	650円	1,000円						
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円

利用者負担段階の詳細は裏面をご覧ください

【対象となるサービス】

■「特養等」の金額を適用するサービス

- ・介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■「老健、医療院等」の金額を適用するサービス

- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・短期入所療養介護

限度額認定の有効期間

限度額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなります。

引き続き限度額の認定を希望される場合は、更新申請をしていただく必要があります。

認定されている方には、更新のお知らせを7月上旬に発送します。

※更新の際も改めて通帳の確認が必要です。

【有効期間の例】

申請日が6月15日の場合 ⇒ 有効期間：6月1日～7月31日

申請日が8月15日の場合 ⇒ 有効期間：8月1日～翌年7月31日